

..... 火災予防上必要な業務に関する計画

緊急時の連絡先			
消 防		TEL 119	
役職名	氏名	TEL	当日の配置場所
主 催 者			
防火担当者			

(目的及び適用範囲)

第1条 この計画は、津市火災予防条例第42条の3に基づき、.....の催しにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災を予防するとともに、火災からの人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 この計画に定めた事項については、当催しを主催する者に属する全ての関係者に適用する。

(実施体制)

第2条 火災予防に関する業務を実施するため、次のとおり編成を行う。

担当名	氏名	任務内容	備考
防火担当者		・火災予防全般の指揮、命令、監督等を行う。	
副防火担当者		・防火担当者を補佐する。	
初期消火統括員		・各露店等が行う初期消火の統括を行う。	
初期消火員	各露店の店主	・自露店等及びその周辺で発生した火災の初期消火を行う。	
通報連絡員		・119番に通報する。 ・消防車等の誘導を行う。	
避難誘導員		・来客及び関係者に対し、拡声器等を用いて避難誘導する。	

(火気器具等の把握)

第3条 火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様を把握するため、主催者が出店を認めた全ての露店等に対し、火気器具等の使用などについて確認し、図面等を作成するとともに関係者に対し周知する。

2 催し当日の火気器具等及び危険物の管理状況を把握するため、防火担当者を中心に、原則として催し開催時間までに、全ての火気器具等の使用や危険物の取扱う場所を巡視し、安全確認するとと

もに必要な応じ露店等の店主等に対し指導する。

- 3 催し開催中の安全確認を行うため、防火担当者を中心に適宜巡回を行うとともに、必要な応じ露店等の店主等に対し指導する。

#### (客席の配置)

第4条 客席の火災予防上の安全を確保するため、火気器具等を使用し、または危険物を取り扱う露店等と客席との離隔距離を設ける必要があることから、配置図等を作成し関係者に対し周知する。

- 2 催し当日の露店等と客席の配置状況を把握するため、防火担当者を中心に、原則として催し開催時間までに客席周辺を巡視し、安全確認するとともに必要な応じ露店等の店主等に対し指導する。
- 3 催し開催中の安全確認を行うため、防火担当者を中心に適宜巡回を行うとともに、必要な応じ露店等の店主等に対し指導する。

#### (消防隊等の進入経路)

第5条 火災等が発生した場合に備え、消防隊等の進入経路を確保する必要があることから、図面等を作成し、関係者に周知する。

なお、作成する際には、消防機関と調整を図ったうえで作成するものとする。

- 2 催し当日の消防隊等の進入経路の確保状況を把握するため、防火担当者を中心に、原則として催し開催時間までに会場内を巡視し、進入経路の確保状況を確認するとともに必要な応じ露店等の店主等に対し指導する。
- 3 催し開催中の進入経路を確認するため、防火担当者を中心に適宜巡回を行うとともに、必要な応じ露店等の店主等に対し指導する。

#### (消火器の準備)

第6条 火気器具等の使用や危険物を取り扱う露店等は、原則として消火器(粉末ABC10型)を1本以上設置する。

- 2 消火器の配置状況を把握するため、設置図等を作成し関係者に対し周知する。
- 3 催し当日の設置状況を把握するため、防火担当者を中心に、原則として催し開催時間までに、火気器具等の使用や危険物を取り扱う露店等を巡視し、設置状況などを確認するとともに必要な応じ露店等の店主等に対し指導する。

#### (火災予防上の遵守事項)

第7条 火災予防のため、関係者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通路には、避難の支障になる物を置かないこと。
- (2) 火気器具等及び危険物を使用する周辺は常に整理整頓し、使用する前後に点検を行ない、安全を確認すること。
- (3) 火気器具等は、正しく取り扱うこと。
- (4) 火気器具等と火気器具等用の燃料容器及び可燃性の物品とは、火災予防上安全な距離を保つこと。

- (5) 火気器具等用燃料容器は、直射日光が当たらないよう保管すること。
- (6) 火気器具等用の燃料容器は、適切に取り扱うこと。
- (7) 火気器具等用の燃料は、適正なものを使用すること。
- (8) 喫煙は、指定された場所で行うこと。
- (9) 終業時には、火気等の安全を確認すること。
- (10) 催し終了時には、吸殻の後始末を行うこと。
- (11) その他火災予防上必要な事項を適切に行うこと。

(地震対応)

第8条 催し中に地震が発生または緊急地震速報等により地震が発生することを知り得た場合には、全ての関係者は、直ちに被害の軽減を図るための対策を講じなければならない。

(催し終了後の対応)

第9条 催し終了後は、防火担当者を中心に、火災予防上の観点から会場全体を巡視する。

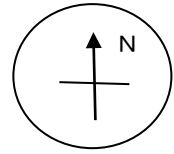
会場配置図 別添

(火気器具等の場所、危険物の取り扱いの有無及び場所、客席の位置、消防隊等の進入経路、消火器の設置場所を含む。)




附 則

この計画は、 年 月 日から 年 月 日まで適用する。

# 会場配置図



## 凡例（例）

- ・ 火気器具等を使用する場所：
- ・ 危険物を取り扱う場所：
- ・ 消火器の配置場所：
- ・ 消防隊等の進入経路：